

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、近鉄不動産株式会社取締役社長から次のとおり公共測量を終了したことについて通知がありました。

令和二年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（基準点測量及び現地測量）
- 二 測量の地域 奈良市二名町及び中登美ヶ丘五丁目の各一部
- 三 測量の終了年月日 令和二年五月二十一日